

建築等の届出について

届出とは

地区計画の区域内では、地区計画の内容に即したまちづくりを進めるために、建築計画等を市へ事前に「届出」していただきます。
 なお、市は、届出が地区計画の内容にそぐわない場合は、設計変更等の指導を行います。

届出の必要な行為

- 届出の必要な行為は次のとおりです。
- 1 建築物の建築（新築、増築、改築など）
 - 2 建築物等の用途、形態又は意匠の変更
 - 3 工作物の建設（擁壁の築造など）
 - 4 土地の区画・形質の変更

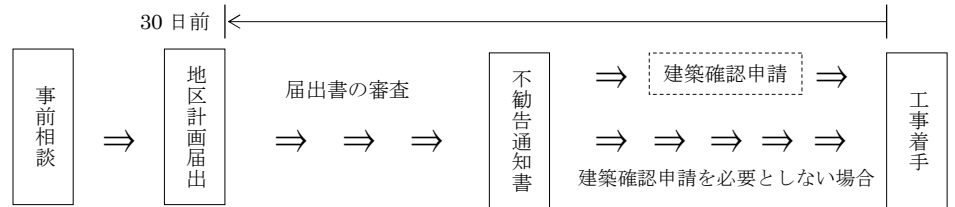
届出書類（正・副各1部提出） ※建築図面の縮尺は1/100以上とする。

- 1 届出書（「記入方法」参照）
- 2 委任状（任意書式、届出者の押印をお願いします）
- 3 案内図（方位、道路及び目標物を表示すること）
- 4 配置図（外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地の境界線までの後退距離や、かき・さくの位置と仕様、高さなどを表示すること）
- 5 各階平面図
- 6 立面図（外壁及び屋根の材質・色彩〔マンセル値（色の三属性による表示法（JIS Z8721））〕によって記載〕を表示し、図面に着色すること）
- 7 断面図（土地の形質変更がある場合）
- 8 仮換地位置図及び仮換地指定図（諏訪ノ棚地区における行為の場合）
- 9 日影図（辻堂駅北口地区、新産業の森北部地区において日影時間による建築物の高さの最高限度の規制の対象となる場合）
- 10 敷地・建物求積図
 - 1 1 緑化計画図（羽鳥四丁目地区、健康と文化の森地区、新産業の森北部地区、Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区、本町四丁目地区における行為の場合）
 - 1 2 緑化面積求積図（羽鳥四丁目地区、健康と文化の森地区、新産業の森北部地区、Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区、本町四丁目地区における行為の場合）

届出時期

建築確認申請を必要とする行為 建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに提出
 建築確認申請を必要としない行為 工事着手の30日前までに提出

手続きの流れ



※ 区画整理事業施行中の地区（諏訪ノ棚地区）では、土地区画整理法第76条に基づく申請を先行して行う必要があります。

届出先

藤沢市計画建築部都市計画課
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎3階
 ☎0466-50-3537（直通）

届出書の記入方法

届出書の記入は下記の例を参考にしてください。

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）藤 沢 市 長

届出者 住所 藤沢市江の島〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、
 { 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所
 2 行為の着手予定日
 3 行為の完了予定日
 4 設計又は施行方法

藤沢市江の島〇丁目〇番〇号
 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 別添の図面による

地番

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル		
(2) (イ)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	届出部分	届出以外の部分	合計	
建築物の建築又は工作物の建設	(i)敷地面積		200.00平方メートル	
	(ii)建築又は建設面積	80.00平方メートル	0平方メートル 80.00平方メートル	
	(iii)延べ面積	150.00平方メートル (平方メートル)	0平方メートル (平方メートル)	150.00平方メートル (平方メートル)
	(iv)高さ地盤面から	8.0メートル	(vi)用途	専用住宅
	(v)緑化施設の面積	12.0平方メートル	(vii)垣又はさくの構造	CB3段+メッシュフェンス〇m
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更内容			
(5)木竹の伐採	伐採面積	平方メートル		